

青森県水産環境整備事業等調査関連業務公募型企画競争事務取扱要領
の運用について

第1 本運用は、青森県水産環境整備事業等調査関連業務公募型企画競争事務取扱要領（以下「要領」という。）を運用する際に必要な事項を定めるものである。

（公告案の作成）

第2 要領第5条に規定する公告を実施する際には、業務内容に応じて次の区分による公告記載例を参考にして公告案を作成する。

- （1）要領第2条に規定する「具体的な業務内容を提示することが困難で競争入札が実施できない業務」については、別紙1公告記載例
- （2）要領第2条に規定する「従来、競争性のない随意契約を行ってきた業務」については、別紙2公告記載例

2 公告案を作成する際には、業務内容に応じて適宜必要部分を見直しする。

（参加資格）

第3 要領第4条第1項第5号に規定する参加資格を追加設定する際には、必要に応じて次のような条件を追加、又は削除することができる。

- （1）青森県内に本店を有していること。
- （2）青森県内に本店、支店、営業所を有していること。
- （3）その他

（評価基準）

第4 要領第5条第1項第5号に規定する評価基準を設定する際には、公告記載例を参考として業務内容に応じて適宜評価項目や配点を設定する。

- （1）要領第2条に規定する「具体的な業務内容を提示することが困難で競争入札が実施できない業務」については、別紙1公告記載例を参考に、業務内容に応じて適宜評価項目や配点を設定する。
- （2）要領第2条に規定する「従来、競争性のない随意契約を行ってきた業務」については、別紙2公告記載例を参考に、参加表明者の同種業務実績、配置予定技術者の資格や同種業務担当実績、業務費の妥当性について評価する。

（留意事項）

第5 要領第2条に規定する「従来、競争性のない随意契約を行ってきた業務」について、応募要領「3（1）業務の内容」が煩雑な場合は、特別仕様書を添付する。

この運用は、平成28年7月28日から施行する。

別紙1 (公告記載例)

「□□□業務」の公募についての公告

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課では、「□□□業務」について、実施者を公募します。本業務の受託を希望される方は、下記に従い御応募ください。

平成 年 月 日

青森県知事

記

1 業務名

□□□業務

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、.....を目的とする。

(2) 概要

水産環境整備事業〇〇地区の.....の調査業務を行う。

3 応募資格及び応募要領

別紙による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別途応募要領で定める参加表明書を提出した者の企画提案書の審査の結果、特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

Tel 017-734-9615 Fax 017-734-8167

担当者 企画・振興グループ ○○○○、○○○○

□□□業務応募要領（記載例）

1 業務名

□□□業務

2 業務の目的

本業務は、・・・・・・・・・・を目的とする。

3 業務の内容

(1) 業務の内容

水産環境整備事業○○地区の・・・・・・・・・・の水産生物調査業務を行う。（地区の概要等に関する事項は、別添「参考資料」参照）

ア

イ

○

(2) 成果品（報告書）

(3) 打合せについては、○回程度を予定している。

4 履行期限

契約締結の日から平成○年○月○日（○）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（1）及び（2）の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、地方独立行政法人、国公立大学法人、学校法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

(2) 参加資格

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、または、平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供で「東北地域」で認定されており、かつ、「調査・研究」に認定されている者であること（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日施行）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していない者であること。

(別紙1-P3)

オ 「その他、知事が必要と認める要件に該当する者であること」に該当する項目がある場合は、具体的に記載すること。

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」を12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。

(提出期間内に必着のこと。)

(2) 提出期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)から平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 参加表明者における過去5年間の同種業務の実績

前年度から過去5年間における、3(1)に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 業務の実施方針、実施手法、留意事項への対応

業務の実施方針、実施手法、留意事項への対応について具体的に記載する。このうち、実施手法は、3(1)に示す業務内容の項目ごとに記載する。

ウ 業務の実施体制

業務の実施体制図及び業務に携わる予定技術者について、所有技術資格や同種調査業務の担当実績を記載する。

エ 見積書(積算内訳)

本業務に係る見積書(積算内訳)を作成する。

オ その他参考となる資料

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に郵送または持参により2部(正1部、副1部)提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)から平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)まで土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準(別添「評価基準及び留意事項」参照)

(1) 参加表明者の業務実績

(2) 調査業務の実施体制

(3) 配置予定技術者の経験・資格

(4) 業務費の妥当性

9 契約候補者の特定等

- (1) 青森県水産土木建設業指名委員会建設業者等選定部会（以下「選定部会」という。）において、応募資格を審査し、応募資格を有すると認められた者が提出した企画提案書について、8の評価基準に基づいて評価し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。審査は、非公開とする。
- (2) 審査評価結果は、平成〇年〇月〇日（〇）までに企画提案書を提出した者に通知する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に知事に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

Tel 017-734-9615 Fax 017-734-8167

担当者 企画・振興グループ ○○○○、○○○○

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 知事は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。ただし、提出された書類は、青森県情報公開条例（平成11年12月24日青森県条例第55号）に基づき、同条例が規定する個人情報及び法人等情報など非開示とすべき箇所を除き、公表する場合がある。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの知事の了解を、文書により得なければならない。
- (7) 本業務に係る「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に関する部分の再委託は認めない。

(別紙1-P5)

(8) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

(9) 応募要領に関する質問がある場合は、平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

1.1 契約等

(1) 本業務に係る契約限度額は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(消費税を含む。)とする。

(2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、企画提案書の見積書の金額で知事と締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

1.2 応募・照会等窓口

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

Tel 017-734-9615 Fax 017-734-8167

担当者 企画・振興グループ ○〇〇〇、〇〇〇〇

(参考資料)

業務場所の位置及び留意事項等

業務名： □□□業務

1 業務場所の位置（必要に応じて図面等を添付）

2 留意事項

- ・調査にあたって、関係漁協との連絡調整、備船等業務の円滑な実施のため、県の指示に従うこと。
- ・業務に携わる配置予定技術者等による業務期間中及び終了後に密漁等不正行為の誘発防止を講じること。
- ・県の漁業調整規則に基づく許可の取得が必要な場合は、県が申請に必要な書類を提出すること。
- ・調査にあたって、連絡体制を整備し提出すること。
- ・業務にあたって、安全対策を講じること。

(応募資格の有無)

応募資格	有無	判定基準
1 民間事業者、独立行政法人、地方独立行政法人、国公立大学法人、学校法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者		1～2の両方に該当しない場合は失格
2 建設関連業務の競争入札参加資格者、又は平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格者		
3 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の該当者		3～5のいずれかに該当すれば失格
4 青森県建設業者等指名停止要領に基づく知事の指名停止期間中の者		
5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者		

評価基準及び留意事項

業者名	
-----	--

	評価項目	評価基準及び留意事項	配点	得点	評価点(P)	
1 参加表明者の業務実績	過去5年間の同種業務の実績	国又は県発注の同種業務の実績の有無	①県内での実績が5件以上ある	20	20	P = 10*20/20 = 10
			②県内での実績が3件以上ある	15		
			③県内での実績が1件以上ある	10		
			④県外での実績がある	5		
			⑤実績が無い	0		
	計			x =	20	10
2 調査業務の実施体制	業務の実効性	業務方針、業務手法の妥当性	①業務方針・業務手法が特に優れている	20	20	P = 40*20/20 = 40
			②業務方針・業務手法が優れている	15		
			③業務方針・業務手法どちらかが優れている	10		
			④適切	5		
			⑤不適切	0		
	計			x =	20	40
2 配置予定技術者の経験・資格	2-1 同種業務の担当実績	国又は県発注の同種業務の実績の有無	①県内での実績が5件以上ある	20	20	P = 10*40/40 = 10
			②県内での実績が3件以上ある	15		
			③県内での実績が1件以上ある	10		
			④県外での実績がある	5		
			⑤実績が無い	0		
	2-2 業務遂行に有効な資格の有無	博士、技術士（水産部門）、修士、RCCM（水産土木）のいずれか	①博士	20	20	
			②技術士（水産）	20		
			③修士	15		
			④RCCM（水産土木）	5		
			⑤資格が無い	0		
	計			x =	40	
3 業務費の妥当性	見積額の評価について	・参加表明者の見積額(A)と契約限度額(B)の比率A/Bを5段階評価とする。	①0.80未満	20	20	P = 20*20/20 = 20
			②0.80以上0.95未満	15		
			③0.85以上0.90未満	10		
			④0.90以上0.95未満	5		
			⑤0.95以上	0		
	計			x =	20	20.0
評価点の合計＝					80.0	

※1 同種業務とは

「〇〇事業等により整備した〇〇漁場等の〇〇効果調査」など

※2 配点の総合得点が同点の場合は、見積額が低い企画提案書を優位とし、それも同額の場合は、実績として認定された件数が多い企画提案書を優位に評価する。

(別紙1 - P 9)

業務名 水産環境整備事業□□□業務

企 画 提 案 書

(商号または名称)

1 参加表明者における過去5年間の同種業務の実績

業務名： □□□業務

商号又は名称：

1 同種業務の実績

業務名	業務概要	発注機関	契約年月日	契約金額 (千円)	調査場所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【注意事項】

- ・同種業務は、国、地方公共団体、公社・公団・公庫等（法律に基づいて設置された独立行政法人及び認可法人を含む）から受託した業務とする。
- ・前年度から過去5年間に実施・完了した同種業務を全て記載する。
- ・実績がない場合は、「実績無し」と記載する。
- ・契約金額は、千円未満を切り捨てる。
- ・調査場所は、関係市町村名を記載する。
- ・同種業務とは
「○○事業等により整備した○○漁場等の○○効果調査」など

2 業務の実施方針、実施手法、留意事項への対応

業務名： □□□業務

商号又は名称：

1 業務の実施方針

【注意事項】

- ・業務全体の進め方、解析・とりまとめ方法について簡潔に記載する。

2 実施手法

【注意事項】

- ・応募要領に記載されている業務の内容にある項目ごとに、調査時期・回数・頻度、場所・観察範囲、手段、測定及び記録する項目・精度・個（体）数、対象生物の範囲・想定採取量・同定レベル（目、科、属、種）、探査機・測定機・分析機等主要機器の名称（メーカー・品名）、使用する船舶・漁具・装置、統計処理法等を具体的に記載する。

3 留意事項への対応

【注意事項】

- ・参考資料に示された各留意事項への対応を記載する。
特に潜水調査では、密漁等不正規漁業防止策を出来るだけ具体的に記すこと。

(記載例)

- ・潜水調査は、候補者が雇用する正規社員ダイバーにより実施する。
- ・潜水作業を委託する場合は、青森県農林水産部長が認定する有資格潜水業者とする。
など

3 業務の実施体制等

業務名： □□□業務

商号又は名称：

1 業務に携わる予定担当者

	氏名	所有技術資格等	同種業務の担当実績
1		1	1
		2	2
		3	3
		4	4
		5	5
		6	6
		7	7
		8	8
2		1	1
		2	2
		3	3
		4	4
		5	5
		6	6
		7	7
		8	8

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふる。
- ・業務を管理する主担当技術者には氏名の前に○を記載する。
- ・所有技術資格には、学位（博士・修士）、技術士、RCCM、国家潜水士等を記載し、分野や部門等があれば括弧書きで併記する。
- ・担当業務の欄には、「業務の実施手法」に記載した項目の番号を記載する。
- ・業務の一部を再委託する場合で、再委託先の予定担当者が決定している場合は、本表に記載する。

2 再委託業務の内容

再委託先	委託業務の概要	委託額（千円）	摘要

【注意事項】

- ・提案書提出者以外の者に、潜水作業、依頼分析や生物種同定の役務等を委託する場合は、本欄に記載する。
- ・契約締結後に見積合わせ等により再委託先を決定する場合は、「摘要」の欄にその旨記載し、「再委託先」の欄には見積徴収先の企業名や範疇を記載する。
- ・委託額は、見積書の当該欄に記載した金額と同額とすること。

4 見積書 (積算内訳)

業務名： □□□業務

商号又は名称：

見積額 金 _____ 円 (ただし、消費税を含まない額)

積算内訳

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- 必要に応じて積算参考資料を添付する。
- 作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理する。
- 本様式の内容がすべて記載されている場合は、各法人の書式による見積書に代えて提出できる。

別紙2 (公告記載例)

「□□□業務」の公募についての公告

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課では、「□□□業務」について、実施者を公募します。本業務の受託を希望される方は、下記に従い御応募ください。

平成 年 月 日

青森県知事

記

1 業務名

□□□業務

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・を目的とする。

(2) 概要

水産環境整備事業〇〇地区の・・・・・・・・・・の水産生物調査業務を行う。

3 応募資格及び応募要領

別紙による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別途応募要領で定める参加表明書を提出した者の企画提案書の審査の結果、特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

Tel 017-734-9615 Fax 017-734-8167

担当者 企画・振興グループ ○○○○、○○○○

□□□業務応募要領（記載例）

1 業務名

□□□業務

2 業務の目的

本業務は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・を目的とする。

3 業務の内容

(1) 業務の内容

別添、○○地区○○調査業務委託仕様書のとおり。

(2) 成果品（報告書）

(3) 打合せについては、○回程度を予定している。

4 履行期限

契約締結の日から平成○年○月○日（○）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（1）及び（2）の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、地方独立行政法人、国公立大学法人、学校法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

(2) 参加資格

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に規定する業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、または、平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供で「東北地域」で認定されており、かつ、「調査・研究」で認定されている者であること（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）。
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
ウ 青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日施行）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していない者であること。

オ 「その他、知事が必要と認める要件に該当する者であること」に該当する項目がある場合は、具体的に記載すること。

オ 「その他、知事が必要と認める要件に該当する者であること」に該当する項目がある場合は、具体的に記載すること。

オ 「その他、知事が必要と認める要件に該当する者であること」に該当する項目がある場合は、具体的に記載すること。

オ 「その他、知事が必要と認める要件に該当する者であること」に該当する項目がある場合は、具体的に記載すること。

オ 「その他、知事が必要と認める要件に該当する者であること」に該当する項目がある場合は、具体的に記載すること。

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」を12の「応募・照

会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。
(提出期間内に必着のこと。)

(2) 提出期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) から平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 参加表明者における過去5年間の同種業務の実績

前年度から過去5年間における、3(1)に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定技術者の経験・資格

業務に携わる予定技術者について所有技術資格や同種業務の担当実績を記載する。

ウ 見積書(積算内訳)

本業務に係る見積書(積算内訳)を作成する。

エ その他参考となる資料

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に郵送または持参により2部(正1部、副1部)提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) から平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) まで土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準(別添「評価基準及び留意事項」参照)

(1) 参加表明者の業務実績

(2) 配置予定技術者の経験・資格

(3) 業務費の妥当性

9 契約候補者の特定等

(1) 青森県水産土木建設業指名委員会建設業者等選定部会(以下「選定部会」という。)において、応募資格を審査し、応募資格を有すると認められた者が提出した企画提案書について、8の評価基準に基づいて評価し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。審査は、非公開とする。

(2) 審査評価結果は、平成〇年〇月〇日(〇)までに企画提案書を提出した者に通知する。

(3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日か

(別紙2-P4)

ら起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く。)以内に知事に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

Tel 017-734-9615 Fax 017-734-8167

担当者 企画・振興グループ ○○○○、○○○○

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(4) 知事は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

10 その他

(1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。

(3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明書及び企画提案書は、本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。ただし、提出された書類は、青森県情報公開条例(平成11年12月24日青森県条例第55号)に基づき、同条例が規定する個人情報及び法人等情報など非開示とすべき箇所を除き、公表する場合がある。

(5) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。

ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの知事の了解を、文書により得なければならない。

(7) 本業務に係る再委託は認めない。

(8) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

(9) 応募要領に関する質問がある場合は、平成○○年○○月○○日(○)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

(1) 本業務に係る契約限度額は、○, ○○○, ○○○円(消費税を含む。)とする。

(2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、企画提案書の見積書の金額で知事と締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

(別紙2-P5)

1.2 応募・照会等窓口

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

Tel 017-734-9615 Fax 017-734-8167

担当者 企画・振興グループ ○○○○、○○○○

(参考資料)

業務場所の位置及び留意事項等

業務名： □□□業務

1 業務場所の位置 (必要に応じて図面等を添付)

2 留意事項

別添、○○地区○○調査業務委託仕様書のとおり。

(応募資格の有無)

応募資格	有無	判定基準
1 民間事業者、独立行政法人、地方独立行政法人、国公立大学法人、学校法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者		1～2の両方に該当しない場合は失格
2 建設関連業務の競争入札参加資格者、又は平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格者		
3 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の該当者		3～5のいずれかに該当すれば失格
4 青森県建設業者等指名停止要領に基づく知事の指名停止期間中の者		
5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者		

評価基準及び留意事項

業者名	
-----	--

	評価項目	評価基準及び留意事項	配点	得点	
1 参加表明者の業務実績	過去5年間の同種業務の実績	国又は県発注の同種業務の実績の有無	①県内での実績が5件以上ある	20	20
			②県内での実績が3件以上ある	15	
			③県内での実績が1件以上ある	10	
			④県外での実績がある	5	
			⑤実績が無い	0	
	計			x =	20
2 配置予定技術者の経験・資格	2-1 同種業務の担当実績	国又は県発注の同種業務の実績の有無	①県内での実績が5件以上ある	20	20
			②県内での実績が3件以上ある	15	
			③県内での実績が1件以上ある	10	
			④県外での実績がある	5	
			⑤実績が無い	0	
	2-2 業務遂行に有効な資格の有無	博士、技術士(水産部門)、修士、RCCM(水産土木)のいずれか	①博士	20	20
			②技術士(水産)	20	
			③修士	15	
			④RCCM(水産土木)	5	
			⑤資格が無い	0	
	計			x =	40
3 業務費の妥当性	見積額の評価について	・参加表明者の見積額(A)と契約限度額(B)の比率A/Bを5段階評価とする。	①0.80未満	20	20
			②0.80以上0.95未満	15	
			③0.85以上0.90未満	10	
			④0.90以上0.95未満	5	
			⑤0.95以上	0	
	計			x =	20
評価点の合計＝					

※1 同種業務とは

「水産環境整備事業等により整備した魚礁や増殖礁などにおけるモニタリング等の効果調査」などをいう。

※2 配点の総合得点と同点の場合は、見積額が低い企画提案書を優位とし、それも同額の場合は、実績として認定された件数が多い企画提案書を優位に評価する。

(別紙2-P10)

業務名 水産環境整備事業□□□業務

企 画 提 案 書

(商号または名称)

1 参加表明者における過去5年間の同種業務の実績

業務名： □□□業務

商号又は名称：

1 同種業務の実績

業務名	業務概要	発注機関	契約年月日	契約金額 (千円)	調査場所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【注意事項】

- ・同種業務は、国、地方公共団体、公社・公団・公庫等（法律に基づいて設置された独立行政法人及び認可法人を含む）から受託した業務とする。
- ・前年度から過去5年間に実施・完了した同種業務を全て記載する。
- ・実績がない場合は、「実績無し」と記載する。
- ・契約金額は、千円未満を切り捨てる。
- ・調査場所は、関係市町村名を記載する。
- ・同種業務とは
「水産環境整備事業等により整備した魚礁や増殖礁などにおけるモニタリング等の効果調査」など

2 配置予定技術者の経験・資格

業務名： □□□業務

商号又は名称：

1 業務に携わる配置予定技術者

	氏名	所有技術資格等	同種業務の担当実績
1		1	1
		2	2
		3	3
		4	4
		5	5
		6	6
		7	7
		8	8
2		1	1
		2	2
		3	3
		4	4
		5	5
		6	6
		7	7
		8	8
3		1	1
		2	2
		3	3
		4	4
		5	5
		6	6
		7	7
		8	8

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふる。
- ・業務を管理する主担当技術者には氏名の前に○を記載する。
- ・所有技術資格には、学位（博士・修士）、技術士、RCCM、国家潜水士等を記載し、分野や部門等があれば括弧書きで併記する。
- ・担当実績については、発注元や業務内容・県内・県外がわかるように記載してください。また、該当する業務を全て記載してください。

3 見積書 (積算内訳)

業務名： □□□業務

商号又は名称：

見積額 金 _____ 円 (ただし、消費税を含まない額)

積算内訳

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- 必要に応じて積算参考資料を添付する。
- 作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理する。
- 本様式の内容がすべて記載されている場合は、各法人の書式による見積書に代えて提出できる。